

51	環境局	緑施策の推進
事業概要	<p>緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割は多様かつ重要なものである。</p> <p>都は、平成18年12月に策定した「10年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後10年間を展望した施策における第一の柱として掲げた。</p> <p>東京を緑豊かな都市として再生していくため、緑の保全と創出を図る施策をこれまで以上に推進していく。</p>	
これまでの経過	<p>2007(平成19)年1月 全庁横断的の戦略組織「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京10年プロジェクト」を推進</p> <p>2007(平成19)年6月 『「緑の東京10年プロジェクト」基本方針』を策定し、緑あふれる東京の再生を目指して、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的考え方や方向性などを示し、10年プロジェクトの具体化の取組を開始</p> <p>2008(平成20)年2月 平成20年度予算編成などを経て、『「緑の東京10年プロジェクト」の施策化状況』を取りまとめ</p> <p>2009(平成21)年2月 平成21年度予算編成などを経て、『「緑の東京10年プロジェクト」の施策化状況2009』を取りまとめ</p>	
現在の進行状況	<p>全庁横断的の戦略組織「緑の都市づくり推進本部」のもと、「緑の東京10年プロジェクト」として、各局連携して様々な緑施策を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林再生事業(20年度末時点、間伐実施面積 約4025ha) ・保全地域の指定促進(20年度末時点、48地域) ・校庭芝生化の推進(20年度末時点、公立小中学校121校が芝生化) ・緑の東京募金(20年度末時点、約4億4千万円) <p>東京を緑あふれる都市に再生するためには、事業者等に更なる協力を求め、市街地における緑化を一層推進させていく必要があることなどから、平成21年3月31日付けで東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)及び同施行規則を改正し、緑化計画書制度及び開発許可制度を強化した。</p> <p>緑化計画書制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化基準の強化 開発許可制度 ・共同住宅系開発における緑地基準の強化 など 	
今後の見通し	<p>『「緑の東京10年プロジェクト」基本方針』に示す施策について、順次実施していく。</p> <p>改正条例及び規則は、平成21年10月1日から施行する。</p>	
問い合わせ先	環境局自然環境部計画課	電話 03-5388-3548